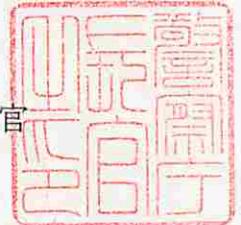


## 行政文書不開示決定通知書

林弘法律事務所  
弁護士 山中 理司 様

警察庁長官



平成29年5月8日付けの行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定したので通知します。

記

## 1 不開示決定した行政文書の名称

どういう種類の事件を地方検察庁に送致し、どういう種類の事件を区検察庁に送致することになっているかが分かる文書（最新版）

## 2 不開示とした理由

地方検察庁又は区検察庁のいずれかに送致するかといった具体的な基準については、刑事訴訟法第193条第1項に基づく検察官の司法警察職員に対する一般的指示として、各地方検察庁検事正から各都道府県警察に対して示されており、これに従っているところである。

したがって、警察庁において送致基準に関する文書を作成・送付しておらず、また、都道府県警察から送致基準に関する文書の送付を受けていないことから、本請求に係る文書を保有しておらず、不開示とした。

\* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、警察庁長官に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があつたことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

## \* 連絡先

この通知に関しまして、ご不明な点等がございましたら、下記事務担当までお問い合わせください。

- ・住所 〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館
- ・担当係 警察庁長官官房総務課情報公開・個人情報保護室
- ・電話番号 03(3581)0141 内線2188
- ・担当者名 水口
- ・FAX 03(3581)6840
- ・E-mail koukai@npa.go.jp